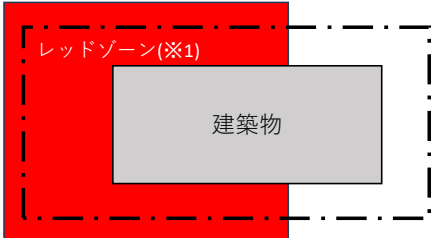
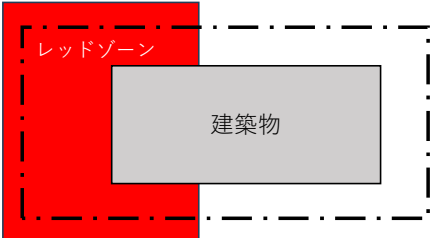
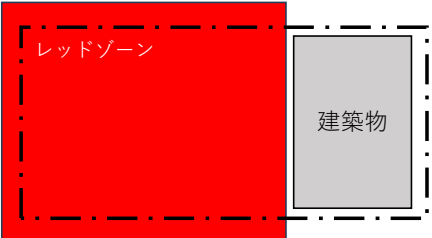


土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物における構造既定の適用等について

配置図					
図中の建築物は居室を有する建築物を示します。			・建築物がレッドゾーンにかかる ・レッドゾーンが敷地の半分を超える	・建築物がレッドゾーンにかかる ・レッドゾーンが敷地の半分以下	・建築物がレッドゾーンにかからない
構造規定(※2)の適用			有		無
建築確認申請	1号～2号(※3)建築物		必要		
	上記以外	都市計画区域内			
		都市計画区域外	必要(※4)	不要	

※1 レッドゾーンは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定する土砂災害特別警戒区域を示します。

※2 「建築基準法施行令第80条の3」の規定を示します。

※3 「建築基準法第6条第1項」の当該各号を示します。

※4 居室を有する建築物以外は、レッドゾーン内であっても構造既定の適用及び建築確認申請は不要です。